

和泉市ふるさと元気寄附条例

平成 20 年 10 月 28 日

条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、和泉市を愛し、応援しようとする個人又は団体から集められた寄附金等を財源として、各種事業を実施することにより、活力に満ちた元気なまちづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第 2 条 この条例の規定に基づき寄附された寄附金(以下「寄附金」という。)は、次に掲げる事業の財源として充当する。

(1) 次のいずれかに掲げる事業(次号から第 4 号までに掲げるものを除く。)

ア 子育て、教育、健康、文化・芸術、都市基盤整備及び環境に関する事業

イ 産業・雇用及び観光に関する事業

ウ 安全・安心に関する事業

エ 協働及び人権に関する事業

オ アからエまでに掲げるもののほか、個別かつ特定の事業

(2) 再資源化の推進奨励に関する事業

(3) 新庁舎の整備に関する事業

(4) 和泉市久保惣記念美術館の美術品等の取得に関する事業

(寄附金の管理)

第 3 条 寄附金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める基金により管理するものとする。

(1) 前条第 1 号の事業 和泉市ふるさと元気基金条例(平成 20 年和泉市条例第 25 号)の規定に基づく和泉市ふるさと元気基金

(2) 前条第 2 号の事業 和泉市再資源化事業推進奨励基金条例(平成 5 年和泉市条例第 7 号)の規定に基づく和泉市再資源化事業推進奨励基金

(3) 前条第 3 号の事業 和泉市庁舎建設基金条例(平成 4 年和泉市条例第 9 号)の規定に基づく和泉市庁舎建設基金

(4) 前条第 4 号の事業 和泉市美術品等取得基金条例(平成 19 年和泉市条例第 15 号)の規定に基づく和泉市美術品等取得基金

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、寄附金を基金として積み立てることなく、第 2 条各号の事業の財源に充てることができる。

(寄附金の使途指定)

第 4 条 寄附者は、寄附金の使途を第 2 条各号に規定する事業のうちから指定し、寄附をすることができる。

2 寄附者が寄附金の使途を指定しなかったときは、第2条第1号に規定する事業のうち市長が必要と認めるものに充当することができる。

(適用除外)

第5条 寄附金以外の寄附については、この条例の規定は、適用しない。

(運用状況の公表)

第6条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況を公表しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第22号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第11号)

この条例は、平成22年6月25日から施行する。

附 則(平成28年条例第30号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成 年条例第 号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。